

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 24 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730070

研究課題名（和文） 企業承継問題への民法学からの貢献——立法論を中心に

研究課題名（英文） How can civil law studies make a contribution to facilitate a successful handing-over of small- or medium-sized enterprises?

研究代表者

金子 敬明 (KANEKO YOSHIAKI)

千葉大学・大学院専門法務研究科・准教授

研究者番号：80292811

研究成果の概要（和文）：

中小企業の企業価値は、その経営者の資産の大半を占めていることが多いが、その場合、大陸法系のもとでは必然的に、その子や親類への経営の円滑な承継が遺留分制度によって阻害されることになる。この問題には理論的な解決策はなく、むしろ、背反する要請のバランスをどこで取るかという調整問題の形で解決するほかない。日本法と比較して、フランス法のもとではより包括的な調整措置が取られており、参照に値する。

研究成果の概要（英文）：

It is very common that the wealth of entrepreneurs owning small- or medium-sized enterprise is almost solely composed of the value of the enterprise itself. In such a situation, the institution of forced heirship systematically hinders a smooth handing-over of the enterprise from its owner to one of his/her children or next of kins. This is a matter of how to strike a balance between the two competing requisites, namely equality among successors and unity of enterprise management. In French law a more comprehensive approach is taken than in Japanese law to facilitate a successful handing-over of small- or medium-sized enterprises, which is worth a full research.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	200,000	60,000	260,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：企業承継

1. 研究開始当初の背景

| 中小企業の経営者が引退する際に、その承

継がうまく行かず、場合によっては、当該企業が収益を上げていたにもかかわらずそのまま廃業に至ってしまうことすらあるが、このことは、その顧客や従業員、ひいては地域経済全体にとって、大きなマイナスとなる。そこで中小企業の円滑な承継は、どの国においても多かれ少なかれ政治的な課題となっている。

中小企業の円滑な承継のための一手段は、当該企業を第三者に売却してしまうことであるが、経営者としては必ずしも企業の売却を望まず、むしろ自分の子をはじめとする親族にそれを承継させたいと思うことも多い。しかしその場合に大きな障害となるのが、民法の相続法規定である。すなわち、中小企業の経営者の資産において当該企業の価値は非常に高い割合を占めていることが多い。そこで、一方においては経営全体を一人の者に集中させたいという要請があるが、他方においてこれは究極的には民法の均分相続の理念と衝突する、というジレンマが生じる。仮に、後継者と目する一人の相続人に経営を集中させる旨の遺言をしたとしても、遺留分を害された他の相続人は、当該遺言処分の効果の一部失わせる権利を有しており、この権利（遺留分減殺請求権）が行使されてしまうと、経営全体の一体性は保たれなくなってしまう可能性が高い（遺留分権利者へは、必ずしも遺産の現物でもって満足させる必要はなく、金銭的な満足で足りるとされるが、承継した経営者がそのようなしばしば多額の金銭を用意するのは簡単なことではない）。また、これは民法と直接には関係ない点であるが、贈与税や相続税の負担が多額に上った場合には、やはりその支払いの資金の調達のために、経営体の一部を売らざるを得なくなる事態も容易に想像され、これもまた、経営の継続にあたっての大きな障害となる。

日本においては、この問題は、古典的には遺留分の事前放棄によって対処されてきたが、2008年には、円滑な承継をさらに促進すべく、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が制定された。しかし、同法4条によれば、一定の中小企業について、株式は遺留分の算定にあたり考慮しないことにするとか、あるいは株式の評価額を一定時点に固定する（固定時後に企業価値が増大したとき、その増分はすべて承継経営者の才覚によるものとみる、ということの意味する）、といった事前の合意につき、一定の些か煩雑な要件のもとに、その後に相続が開始した際に法的効力をもたせる、という制度が設けられた。しかし、これらの合意には推定相続人全員の参加が必要とされているので、この合意によって損をする者に対しては、実際上は財産的な補償をすることが必要となり、その資金調達を別途考える必要があると

指摘されているし、また、合意後に推定相続人の範囲が変動した場合には改めて合意を取り付ける必要があると考えられるので、生前に合意ができたから一安心ということには必ずしもならない。また、同法に対応して、贈与税や相続税の猶予・免除措置も定められたが、その要件がかなり厳しいことは否定しがたい。かくして、現行日本法が、中小企業の経営承継問題について包括的な対処をしているとは言い難い、という状況にある。

2. 研究の目的

1. で述べたような現状認識をふまえて、同じような中小企業承継問題をかかえている他国で、どのような法的対処がされているかを探り、利用可能なものがあれば日本法の立法論に生かしていこう、というのが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

まず、研究代表者は会社法に必ずしも通じていないことから、初年度においては会社法の基礎を勉強した。その後、比較法的な手法を用いて、フランス法とイングランド法とを検討する、というのが当初の研究計画であったが、フランス法の検討に予想外の時間を要したことと、遺留分制度がないイングランド法のもとでは、日本法に直接に役立つアイデアを見出しづらいのではないかと、との考えに至ったことから、イングランド法については、文献は多少集めたものの、本格的な検討には入らないことにした。

4. 研究成果

フランスにおいても、日本と同様に、経営承継後に企業価値が増大し、そのために、承継時には遺留分の問題が生じないはずであったのに、相続開始時を基準時とする評価額によれば遺留分の侵害が生じる、という場合への対処が大きな課題となっている。

フランスでこれを回避するためによく用いられるのが、贈与分割(donation-partage)であり、円滑な企業承継のツールとしてとりわけ、威力を発揮している。贈与分割の場合に、引退する経営者は、引退のときに、死亡時の遺産分割を先取りする形で計画的に、即時の効力を持つ形で財産を分配する。フランス民法典1078条所定の条件（主として、死亡時の遺留分権利者——贈与分割の後に代襲相続が生じたときには被代襲者が基準となる——が全員、贈与分割時に割当てを受けており、かつそれを明示的に承認している、という条件）が満たされていれば、贈与分割時後の企業価値の増大は、遺留分との関係に

おいてすら影響を与えないものとされている。

なお、経営者が、承継があまりに早期であるとためらうのを説得するための材料として、承継の際に、贈与者（引退する経営者）の許可なしに贈与財産を受贈者が売却することを禁ずる、特定の取引業者と取引する義務を負わせる、等の多種多様な条件を付す（違反時には贈与の巻き戻し（révocation）を規定することも可能である）こともできるし、また、贈与時に終身定期金（rente viagère）を設定したり、用益権（usufruit）は贈与者に留保して虚有権（nue-propriété）のみを贈与したりする（この場合、贈与者が死亡しないと受贈者は贈与物件につき完全な所有権を得ないことになる）ことが可能である。これらの付随的法的ツールは、日本法ではおおよそ認められていないか、少なくともほとんど活用されていないものである。

なお、上述した虚有権のみの贈与について付言すると、その際に、対象企業が法人化されておらず、したがって贈与物件が経営体の構成物件そのものである、という場合には、贈与者は、留保した用益権を当該受贈者に経営賃貸借に出して、以て、経営権を受贈者に与え自分は定額の賃料だけを得る、という形に仕組むことも可能である。これに対して、虚有権贈与の対象が、法人の株式ないし持分である場合には、用益権者と虚有権者とのいずれが社員としての地位を有するか、という些か観念的ではあるが激しい論争があり、これを回避するために、事前に用益権者と虚有権者との間で権限分配について取り決めておくことが、その結果を十分には予測しがたい事後の裁判闘争と、それに伴う経営の混乱とを避けるためには必須である、と説かれている。

贈与分割は、2006年の相続法改正の際に、分割を受ける者の範囲が拡大された。すなわち、それ以前は受贈者は贈与者の卑属（descendants）でなくてはならなかったが、2006年改正後は、受贈者は推定相続人であればよくなり、さらに、贈与対象物が企業（法人化されているか否かを問わない）であるときには、その後継者となる第三者を含むことすら可能になった。これに加えて、孫が推定相続人でなくても、当該孫と贈与者との間に入る者（贈与者の子にあたる）がそのことにつき承諾を与えれば、かれに割り当てられるべき財産の全部又は一部を当該孫に割り当てる贈与分割（世代をまたいだ贈与分割：donation-partage transgénérationnelle）をすることもできる。これは、贈与者がかなり高齢であるため、間に入る者は既に社会的地位を確立していて企業を承継する気がなく、むしろ、まだ若いその子（贈与者の孫）が企

業を承継する意欲を見せている、といった場合にうってつけである。

なお、贈与分割に固有の問題ではなく、むしろ贈与一般についてにあてはまる事柄であるが、贈与税（droit d'enregistrement）の課税について、贈与者の年齢に応じて、それが若いほど割引率が高く設定されていること、また虚有権のみを贈与した場合には、その贈与者の年齢に応じて、贈与対象となった虚有権の評価額の算定方法が明確に定まっていること、などが、税の側面から早期の計画的な承継を促すための措置として、注目に値する。

さらに、フランスの実務では、中小企業の円滑な承継のために、贈与分割と、レバレッジ・バイ・アウト（Leverage Buy Out）の手法とが組み合わせられて利用されているようである。

具体的には次のような複雑なプロセスを踏む。まず予め、企業承継させたい対象会社（この手法による場合、法人化されその株式ないし持分〔以下、簡単化のために、単に「株式」とする〕が自由に譲渡できることが実際、上必須となっている）の株式ないし持分を限られた期間保有することだけを目的とする持株会社（フランスでも英語でholdingと呼ばれている）を設立しておく。次に、贈与分割によって、引退予定の経営者が後継者に、対象会社の株式の全部ないし一部を譲渡するが、この際に、譲渡された株式につき、当該持株会社に譲渡すること以外の処分を禁止する条項が付されている。後継者は譲渡を受けた株式を、当該持株会社に出資する。対象会社はもちろん収益が上がる会社であることが期待されており、この期待をもとに当該持株会社は銀行から借り入れをし（その際しばしば、対象会社の株式が担保に供される）、これで他の相続人に対する清算金（soulte）を支払う（後で対象会社の企業価値が増大すると、清算金の額の調整が必要となってくる可能性があることから、贈与分割時に一括で払うことが望ましい、とされる）。引退予定経営者がまだ保有している株式については、当該持株会社の収益（対象会社の出資配当ということになる）や、銀行借り入れによって調達した資金を用いて、当該持株会社が買い入れる。この買い入れが完了すると、経営の承継も完了したことになる。

2009年の財政法により、株式を保存する（conservation）旨の一定の合意と組み合わせられることで、このオペレーションを行った際には大幅な税の減免措置を受けられることとされており、この税法上のメリットを得ることそれ自体も、このオペレーションを行う大きな誘因の1つとなっている。また、こ

のオペレーションだと、経営の承継の完了までにある程度の時間がかかることになるが、このように段階的な承継ができることも、このオペレーションのメリットの1つであるとされる。

以上のようなフランス法の制度を、直ちに日本法に持ち込むことは難しいようにも思われるが、しかし、大まかに言って同じような相続法制・税制を有する国として、大いに参考にすべきではないかと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 金子敬明、死亡保険金請求権と特別受益の持ち戻し、山下友信ほか編『保険法判例百選』、2010、p.146-147
- ② 金子敬明、「相続させる」旨の遺言と受益相続人の先死亡、法学教室 377 号別冊付録『判例セレクト 2011[I]』、2012、p.24

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子 敬明 (KANEKO YOSHIAKI)
千葉大学・大学院専門法務研究科・准教授
研究者番号：80292811

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：